

令和4年1月吉日

お客様各位

株式会社 栄信
愛知県碧南市明石町 49-9
TEL : 0566-48-0020

「建築基準法の告示基準(昭和46年建設省告示第109号)の改正」について

拝啓、貴社益々ご清栄のことお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、建築基準法の告示基準(昭和46年建設省告示第109号)の改正が行われ、瓦屋根の緊結方法が強化されましたのでご案内いたします。
また、弊社の瓦屋根対応の金具を施工される際には告示基準をご確認のうえ、一般財団法人 日本建築防災協会 発行の「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に沿った改修・補修を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

改訂の内容につきましては下記の通りとなります。

- 改 定 日 : 令和4年1月1日
- 改訂内容 : 原則すべての瓦がねじ・くぎで緊結することが義務化されました。
- 対象建築物 : 令和4年1月1日以降の新築物件
令和4年1月1日以降の増築部分
※既存建築物の大規模修繕(全葺き替え)に関しては改正前の基準でOK
だが、改正後の基準で葺き替えることが望ましい

内容、対象建築物についての詳細は国土交通省の案内をご確認ください。

また、上記改正の対象建築物に以下金具セットを使用し施工する際は、ガイドラインに沿った瓦の補修作業が必要となります。

- 垂木固定 : サンロックⅢ瓦用金具セット ※型 E02※G01A
瓦用アンカー強化セット※ E02NAS※A
- 野地固定 : 野地固定支持金具セット ※型 E02N※G01A
野地固定瓦用アンカー※セット E02NAN※A
- 垂木/野地共通 : アルミ支持瓦セット ※型 E02AG0※A

以上